**学校長推薦手続要領**

Ⅰ.推薦要領

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦先 | 公益財団法人ＳＯＭＰＯ福祉財団 |
| 奨学生の資格 | 以下のすべてを満たすことが条件となります。   1. 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に定めるところにより指定を受けた専修学校（専門課程を置く２年課程のものに限る）に在学する学生   ②経済的理由により学資の支弁が困難な者で、品行方正・学力優秀である者  ③将来、介護福祉士として活躍する意志のある者  (注)ハローワーク、介護施設等から受け入れている本人が授業料を負担していない学生は対象となりません。 |
| 推薦人数 | ２０２２年度入学の１年生　１名 |
| 選考および決定時期 | 当財団奨学生選考委員会において、各校より推薦された学生の中から奨学生を決定します。  決定は2022年5月下旬を予定しています。なお、奨学金は4月に遡及して給付します。  ご参考： 【参考】2021年度は25校に奨学生の推薦をご依頼して15校から推薦があり、選考委員による審査の結果、10名を決定いたしました。 |
| 奨学金給付額 | 月額 ３万円（年３回に分けて支給、返還義務なし） |
| 連帯保証人 | 志望者の父母兄姉またはそれに代わる者　１名 |
| 提出書類 | ①学校長推薦書  ②願書  ③成績証明書（高校最終学年のもの。原本または学校長により原本証明した写） |
| 書類提出  締切日 | 2022年5月13(金)　上記提出書類一式（期限厳守） |
| 書類提出先  および  お問合わせ先 | 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  　　　　　　損保ジャパン本社ビル内  　 公益財団法人ＳＯＭＰＯ福祉財団  事務局（担当：澤・前田）  　 TEL 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257  E-mail office@sompo-wf.org |
| 個人情報の取り扱いについて | ①当財団は本制度において取得する学生およびその家族の個人情報を、奨学金関連の手続きに必要な範囲に限定して利用します。  ②当財団は本制度に関する決定内容の情報（除個人名）を一般公開いたします。 |

Ⅱ.学校にてご手配頂く具体的内容

　本奨学金制度の実施にあたっては、貴校のご協力が是非とも必要となります。特に次の点につきご協力をお願いいたします。

１．推薦事務

|  |  |
| --- | --- |
| 学生からの  申込受付 | ◇奨学生の推薦希望のある学生から、｢願書(書式1)｣ および｢成績証明書(高校最終学年のもの、原本)｣を受け取り、申込を受付願います。  (必要に応じコピー願います。) |
| 学内選考 | ◇学生から願書を受付けた後、貴校内での選考を実施して推薦者１名を決定願います。  ◇推薦にあたっては、書類によるほか面接を行い、修学において経済的援助が必要で、かつ品行方正、学力優秀であると認められる学生をご推薦願います。  (注)学生の応募数が複数の場合、必ず貴校にて選考を行い、当財団へは学生１名の推薦をお願いいたします｡また、推薦の対象にならなかった学生に対しては、その旨ご連絡願います。 |
| 必要書類の  提出 | ◇推薦をご決定頂いた学生について｢学校長推薦書(書式2)｣に必要事項をご記入、ご押印のうえ、  ｢願書(書式1)｣｢成績証明書(高校最終学年のもの、原本または学校長により原本証明した写)｣と併せて、貴校から当財団宛てにご提出願います。 |
| その他 | ◇書式を電子データでご希望される場合は、当財団ホームページに掲載をしておりますので、ダウンロードをお願いいたします。  ◇貴校からの提出書類到着後、当財団の選考委員会において奨学生の決定を行います。採用された場合、奨学生決定通知書を貴校経由で奨学生宛てに送付します。  ◇奨学生には、奨学生決定通知書に同封された奨学金  　振込口座届出書等を当財団宛てに提出していただ  きます。当財団は、振込口座届出書の到着後、奨学  金の振込み(第1回目は7月を予定)を行います。 |

２. 在学証明書・学業成績証明書の発行

　本奨学金制度では、１年終了時に｢在学証明書｣および｢学業成績証明書｣、２年終了後に｢卒業証明書｣および｢学業成績証明書｣を本人から当財団宛てに提出願うことにしています。学生からこれら証明書の発行依頼があった場合には速やかに発行手続きをお願いいたします。

３. 学校長による本財団への届出

以下の場合は、学校長は直ちにその事実を当財団に届出願います

（１）奨学生に次の事由が発生した時

① 留年、休学または長期にわたって欠席しようとするとき

② 停学その他の処分を受けたとき

③ ケガ、疾病等のために卒業の見込みがなくなったとき

④ 学業成績または品行が不良となったとき

⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

⑥ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

⑦ その他募集要項に記載の奨学生としての資格を失ったとき

　　　（２）奨学生から以下の申し出があった時

① 奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長に願い出たとき

② 奨学生から奨学金の辞退の申し出を受けたとき

４. その他

今後の参考とさせて頂くため、奨学生の方が卒業される時に、その後の進路をお聞かせいただくこととしておりますのでご了承願います。

以上